株主各位

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

新田ゼラチン株式会社

代表取締役社長 尾 形 浩 一

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成28年6月28日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市西区靱本町一丁目8番4号 大阪科学技術センター8階「大ホール」 (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第77期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第77期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名 を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する 書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nitta-gelatin.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nitta-gelatin.co.jp)に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 全般的概況

当連結会計年度における海外の経済情勢は、米国、欧州、東南アジアなどが緩やかに成長しておりますが、原油安や金融市場の混乱、中国の景気減速など不透明な状況で推移しています。日本経済は企業収益が堅調に推移し、加えてインバウンド需要の取り込みなどにより、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、年明けからの急激な円高や株式市場の大幅な下落、また熊本地震などにより、国内景気が下振れ局面となる可能性があります。

このような状況の下、当社グループでは平成27年4月から新しい経営体制をとり、日本、北米及び東南アジアを中心にゼラチン及びコラーゲンペプチドの販売活動に注力し、全社一丸となって収益回復に取り組みました。また、ゼラチン原料の調達、ハラル製品の供給拠点である持分法適用関連会社のニッタゼラチンインディアLtd. (インド)及びインドの関連会社2社を平成27年4月より連結子会社としました。

この結果、売上高は36,885百万円(前期比15.6%増加)、営業利益は1,273百万円(前期比224.2%増加)でしたが、為替差損などにより経常利益は979百万円(前期比1.2%増加)となりました。また、インド3社の連結子会社化に加え、中国の連結子会社を持分法適用関連会社にしたことなどにより、特別利益727百万円及び特別損失666百万円を計上しました。非支配株主に帰属する当期純利益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は477百万円(前期比21.7%減少)となりました。

2 事業別概況

【コラーゲン素材事業】

ゼラチンは、日本では菓子や総菜など食用の需要が順調に推移し、またインバウンド需要や規制緩和による機能性表示食品の発売など、健康食品が堅調であった為、カプセル用の需要も増え売上高が増加しました。北米では、食用は堅調に推移しましたが、一昨年来の健康食品のネガティブ報道の影響によるサ

プリメント市場は回復途上にあります。ニッタゼラチンインディアLtd. 他 2 社の連結子会社化に伴う売上高の寄与3,489百万円もあり、ゼラチンの売上高は大きく増加しました。

コラーゲンペプチドは、生体調整機能などの良さが再認識され、健康食品向けが好調に推移し、また新たに一般食品へ採用されたことにより売上高は増加しました。

コラーゲンケーシングは、ドル高による北米での競争激化と北米からの輸出 が減少したため売上高は減少し、利益は大幅に減少しました。

この結果、当該事業の売上高は27,686百万円(前期比20.6%増加)、セグメント利益は1,832百万円(前期比66.3%増加)となりました。

【フォーミュラソリューション事業】

食品材料は、製菓・デザート用の新規顧客開拓もあり、売上高は堅調に推移しましたが、利益は原材料価格の上昇により前期並みとなりました。

接着剤は包装用が堅調に推移し、また衛生材料用は顧客が当社からの調達を再開したため売上高は増加しました。一方、製本用は市場の縮小により売上高は減少しました。利益はコストダウンに努めたことにより増加しました。

この結果、当該事業の売上高は9,199百万円(前期比2.7%増加)、セグメント利益は812百万円(前期比25.5%増加)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,462百万円であります。

コラーゲン素材事業関連における設備投資の総額は1,362百万円となり、主にニッタケーシングズInc.のコラーゲンケーシング生産性向上設備導入に418百万円、ニッタゼラチンインディアLtd.の環境改善、品質向上を目的とした設備更新等に273百万円であります。そのほか、当社大阪工場並びにニッタゼラチンユーエスエーInc.、ニッタゼラチンカナダInc.などにおいて、製品の生産維持・品質向上を目的とした設備更新や省エネ設備導入等に670百万円であります。

フォーミュラソリューション事業関連における設備投資の総額は37百万円となり、主なものは接着剤生産設備更新、アプリケーション開発・測定機器の更新であります。

その他共通として、福利厚生施設等の維持・更新、ITインフラ更新などに62百万円の設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金は、自己資金、金融機関からの借り入れにより賄っております。

なお、効率的で安定した資金調達を図るため、取引銀行4行との間において、 シンジケーション方式により総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締 結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「新田ゼラチングループは、ゼラチンのトップ企業として独自の用途開発と新製品開発により、お客様に感動を与える製品・サービスをいち早くグローバルに提供します。私たちは安心・安全・信頼をもとに人と環境にやさしい事業を推進します。」をビジョンとして掲げ、収益を拡大し企業価値を高め、永続的に社会貢献することを目指しています。

日本では、インバウンド需要を取り込んだ産業や、機能性表示を求める食品分野にビジネスチャンスが生まれています。海外では、米国が緩やかな景気回復を維持しており、またアジア新興国は高い成長率と人口増加が見込まれます。これら国内と海外の両市場に応じた事業戦略とその遂行が重要と考えています。

この認識のもと「新たな視点で次のステージへ」をスローガンとし、「質の追求」を基本戦略に営業、生産、品質保証、研究開発など事業に関わる全ての質の向上を図ります。そして、①高付加価値製品の開発、②最適生産・最適販売、③ グローバル経営基盤の強化、を戦略課題として取り組みます。

事業環境は、原油安や金融市場の混乱の影響を受け、先行き不透明な状況が続くと予想されますが、目標達成に向け以下の事業戦略を最優先課題として取り組みます。

【コラーゲン素材事業】

ゼラチンは、生産効率化と原料サプライチェーンの強化によりグローバルコストを実現し、競争力を強化します。また、グループ各社の製品を成長市場及び最適な地域で販売します。コラーゲンペプチドは、機能性を強化した製品の投入により利益性の高い新規市場開拓を行います。また、アジア及び北米でグローバルに事業を拡大します。コラーゲンケーシングは、北米工場の生産性向上と中国での生産販売体制の整備により、販売と収益の向上を図ります。ライフサイエンスは、研究用及び医療用素材の研究開発を基に再生医療分野での普及を行い、将来の事業として育成します。

【フォーミュラソリューション事業】

食品材料は、アプリケーション技術によりお客様にとって新しい価値をもったフードソリューションを提供し、事業を拡大していきます。接着剤は、衛生材料用の需要増が見込まれており、増産対応を維持します。また高機能樹脂は、新用途開拓と新製品開発を通じて販売拡大を行います。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区		分	第74期 (平成25年3月期)	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売	上	高	28,772百万円	32,814百万円	31,914百万円	36,885百万円
経	常利	益	1,978百万円	1,115百万円	967百万円	979百万円
親会	社株主に帰属 期 純 利	する 益	1,525百万円	665百万円	610百万円	477百万円
1 株	当たり当期純	利益	96円72銭	37円90銭	33円20銭	26円00銭
総	資	産	25, 190百万円	31,389百万円	33,932百万円	37,597百万円
純	資	産	9,724百万円	13,781百万円	15,373百万円	16,876百万円
1 株	当たり純資	産 額	607円31銭	742円20銭	831円15銭	814円90銭

⁽注) 第75期において、平成25年7月29日を払込期日とする公募増資及び平成25年8月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が2,603,900株増加し、18,373,974株となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区		分	第74期 (平成25年3月期)	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売	上	驯	20,261百万円	22, 159百万円	21,872百万円	22,746百万円
経	常利	益	1,294百万円	1,020百万円	1,213百万円	837百万円
当又は	期純調等	利 益 (△)	874百万円	713百万円	816百万円	△269百万円
1	当たり当期 当期純損失		55円42銭	40円63銭	44円44銭	△14円68銭
総	資	産	21,177百万円	25, 196百万円	26,664百万円	26,331百万円
純	資	産	9,162百万円	12,868百万円	14,280百万円	13,654百万円
1 株	ミ当たり純	資産額	581円04銭	700円35銭	777円21銭	743円17銭

⁽注) 第75期において、平成25年7月29日を払込期日とする公募増資及び平成25年8月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が2,603,900株増加し、18,373,974株となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
彦根ゼ	ラチン株式	式会社		30百	万円	66.7%	ゼラチンの製造販売
株式会社ア	゚ルマコーポレ	ーション		50百	万円	100.0	ゼラチン・ゲル化剤の販売
株式会社	ニニッタバイ	オラボ		95百	万円	100.0	健康食品・化粧品の販売
ニッタゼラ	チンホールディ	ングInc.		100US	3	100.0	米国子会社の持株会社
ニッタケ	ァーシングン	ズInc.	27,	400千0	JS\$	100. 0 (2. 3)	コラーゲンケーシングの製造販売
ニッタゼ	ラチンエヌエ	-Inc.		130千0	JS\$	100. 0 (100. 0)	ゼラチンの販売
ニッタゼラ	ニッタゼラチンユーエスエーInc.			100US	3	100. 0 (100. 0)	ゼラチン・コラーゲンペプチドの製造販売
ニッタゼ	ラチンカナ	ダInc.	20,000千C\$			100.0	ゼラチンの製造販売
ニッタケー	シングズ(カナ	ヺ)Inc.	1,246千C\$			100.0	コラーゲンケーシングの製造販売
上海新	田明膠有	限公司	9,	088千I	RMB	67.0	ゼラチン・コラーゲンペプチドの販売
ニッタ	ホンコン	Ltd.	30,	420千H	łK\$	100. 0 (100. 0)	北京秋実膠原腸衣有限公司の持株会社
ニッタゼラ	チンベトナム(Co., Ltd.	13,	044百	万VND	75. 0	ゲル化剤の製造販売
ニッタゼラ	ラチンインディ	アLtd.	248,	791千日	Rs	43.0	ゼラチン・コラーゲンペプチドの製造販売
レバプロ	ロテインズ	Ltd.	313,	605千I	Rs	57. 5 (32. 0)	ゼラチン原料の製造販売
バムニフ	゜ロテインフ	ズLtd.	42,	500千I	Rs	53. 0 (35. 4)	ゼラチン原料の製造販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の() 内は、間接所有割合を内書きで示しております。
 - 2. 株式会社アルマコーポレーションは、平成28年4月1日をもって、新田ゼラチンフーズ 株式会社に商号変更しております。
 - 3. ニッタゼラチンインディアLtd. は、当連結会計年度より支配力基準により実質的に支配していると認められるため、持分法適用関連会社から連結子会社へ変更しております。これに伴い、同社の子会社であるレバプロテインズLtd. 及びバムニプロテインズLtd. も連結の範囲に含めております。
 - 4. 北京秋実膠原腸衣有限公司(北京新田膠原腸衣有限公司から商号変更)は、持分比率が低下したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(7) **主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

事 業 区 分	主要営業品目(主要用途)
コ ラ ー ゲ ン 素 材 事 業	ゼラチン (デザートゼリー用、カプセル用、医療素材用、写真用ほか) コラーゲン (美容・健康食品素材用、医療素材用ほか) コラーゲンケーシング (ソーセージ用)
フォーミュラ ソリューション事業	食用ゲル化剤・安定剤(デザートゼリー用、総菜用、飲料用ほか) 接着剤(包装用、製本用、建材用、衛材用ほか)

(8) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

① 当 社

本 店 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

営業所 大阪支店(大阪市浪速区)、東京支店(東京都中央区)

工 場 大阪工場(大阪府八尾市)、奈良工場(奈良県磯城郡川西町)

② 子会社

国 内 彦根ゼラチン株式会社(滋賀県犬上郡豊郷町) 株式会社アルマコーポレーション(東京都中央区) 株式会社ニッタバイオラボ(大阪市浪速区)

海 外 ニッタゼラチンホールディングInc. (米国ノースカロライナ州)

ニッタケーシングズInc. (米国ニュージャージー州)

ニッタゼラチンエヌエーInc. (米国ノースカロライナ州)

ニッタゼラチンユーエスエーInc. (米国ノースカロライナ州)

ニッタゼラチンカナダInc. (カナダオンタリオ州)

ニッタケーシングズ (カナダ) Inc. (カナダオンタリオ州)

上海新田明膠有限公司(中国上海市)

ニッタゼラチンベトナムCo., Ltd. (ベトナムロンアン省)

ニッタゼラチンインディアLtd. (インドケララ州)

バムニプロテインズLtd. (インドマハラシュトラ州)

レバプロテインズLtd. (インドグジャラート州)

(注) 株式会社アルマコーポレーションは、平成28年4月1日をもって、新田ゼラチンフーズ株式会社に商号変更しております。

(9) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コラ	ーゲン	素材	事 業	1,060名	598名增
フォー	ミュラソリ	ューション	事業	88	1名増
そ	T))	他	44	2名減
合			計	1, 192	597名増

- (注) 1. 使用人数には当社グループから当社グループ外への出向者は除いております。
 - 2. 上記のほか、嘱託・パートタイマー等が期中平均で109名おります。
 - 3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて増加しましたのは、ニッタゼラチンインディアLtd.、バムニプロテインズLtd.及びレバプロテインズLtd.を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
261名	8名増	43.0歳	18.8年

- (注) 1. 使用人数には当社から子会社等への出向者は除いております。
 - 2. 上記のほか、嘱託・パートタイマー等が期中平均で101名おります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社 三 井 住 7	友 銀 行		1, 84	14百万円
株式会社	比三菱東京UF	` 」銀行		1, 25	57
株式会	会社りそな	: 銀 行		42	25
株式会	会社みずほ	银 行		40)3
日本生	命保険相	互 会 社		37	70

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

18,373,974株 (自己株式 162株を含む)

(3) 株主数

6,412名

(4) 大株主(上位10名)

株	主	名	持 株 数	持株比率
アイト	ご ー ピ ー 株	式 会 社	2,966,516株	16. 15%
ニッ	タ株式	会 社	840, 014	4.57
日本マスタ	ートラスト信託銀行株式	公会社(信託口)	701, 000	3.82
株式会	会 社 三 井 住	友 銀 行	630, 286	3. 43
株式会	社三菱東京 U	F J 銀 行	621, 074	3.38
有 限	会 社 以	和貴	533, 600	2.90
新田ゼ	ラチン従業	員 持 株 会	502, 600	2.74
日本トラステ	イ・サービス信託銀行株	式会社(信託口)	406, 800	2.21
石 塚	産業株式	式 会 社	382, 014	2.08
株式	会社りそ	な銀行	334, 672	1.82

⁽注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (162株) を控除した株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

<u>†</u>	也	位		E	£	名		担当及び重要な兼職の状況
取	締 役	会	長	曽	我	憲	道	執行役員、営業本部、ペプチド事業部担当
代表	長取締	役社	長	尾	形	浩	_	執行役員、経営企画部担当
取	締		役	佐々	木	恒	雄	専務執行役員管理本部長
取	締		役	玉	岡		徹	執行役員接着剤事業部長、品質保証部担当
取	締		役	レイ	モン	ド・メ	ルツ	執行役員国際部長、ゼラチン事業部担当
取	締		役	新	田	浩	士	執行役員食材事業部長、システムソリューション部担当
取	締		役	石	原	真	弓	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 森下仁丹株式会社 社外監査役 モリト株式会社 社外取締役
取	締		役	末	JII	久	幸	株式会社資生堂 相談役
常	勤 監	查	役	中	井	康	之	
監	查		役	東	郷	重	興	学校法人東日本学園 理事長 株式会社ジェイエイシーリクルートメント 社外取締役
監	查		役	津	田	多	聞	津田公認会計士事務所 代表 株式会社テクノアソシエ 社外取締役 タツタ電線株式会社 社外取締役 ダイハツディーゼル株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役石原真弓氏及び取締役末川久幸氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役東郷重興氏及び監査役津田多聞氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役津田多聞氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度 の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役石原真弓氏及び末川久幸氏並びに監査役東郷重興氏及び津田多聞氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
曽 我 憲 道	取締役会長	取締役会長執行役員	平成27年7月1日
尾形浩一	代表取締役社長	代表取締役社長執行役員	平成27年7月1日
新田浩士	取締役	取締役執行役員	平成27年7月1日
新田浩士	取締役執行役員	取締役執行役員食材事業部長	平成27年11月21日
レイモンド・メルツ	取締役執行役員ゼラチン事業部長	取締役執行役員国際部長	平成28年3月21日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	員 数	報	酬	等	0	総	額
取	締	役	8名	112百万	円(うず	ち社外取	対締役 2	名 (9百万円)
監	査	役	3名	24百万	円 (うう	ち社外監	益査役2	名 :	9百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月28日開催の第66回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で、平成26年6月26日開催の第75回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)のストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - イ.取締役石原真弓氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士並びに森下仁 丹株式会社の社外監査役及びモリト株式会社の社外取締役を兼務しており ます。当社は、同氏の兼職先である弁護士法人大江橋法律事務所との間に 法律相談に関する取引並びに森下仁丹株式会社との間に商品の販売取引が ありますが、同氏は、当社における「社外取締役又は社外監査役の独立性 に関する基準」(37頁)を満たしております。

当社と兼職先であるモリト株式会社との間には特別の関係はありません。

- ロ. 取締役末川久幸氏は、株式会社資生堂の相談役を兼務しております。当社 と同氏の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役東郷重興氏は、学校法人東日本学園の理事長並びに株式会社ジェイエイシーリクルートメントの社外取締役を兼務しております。当社と同氏の兼職先との間には特別の関係はありません。
- 二. 監査役津田多聞氏は、津田公認会計士事務所の代表並びに株式会社テクノアソシエの社外取締役、タツタ電線株式会社の社外取締役及びダイハツディーゼル株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同氏の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 石原真弓	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主として弁護士としての専門的見地からの発言・助言を積極的に行っております。
取締役 末川久幸	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験に基づいた発言を積極的に行っております。
監查役 東郷重興	当事業年度に開催された取締役会16回中13回に、監査役会12回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験に基づいた発言を積極的に行っております。
監査役 津田多聞	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、監査役会12回の全てに出席いたしました。主として公認会計士としての専門的見地からの発言を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

(=) [INDI/I () (*) [INDI/I () () () [INDI/I () () () () () () () () () () () () ()	
	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について確認し検討した結果、適切なものであると判断したため、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類 監査の状況

当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている海外の子会社があります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議 案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

- ① 処分対象
 - 新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容 平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結 に関する業務の停止
- ③ 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の とおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」を定める。また、総務部を 事務局とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の 確立及び法令遵守の徹底を図る。
 - ロ. 「行動指針」の遵守により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的 勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。
 - ハ. コンプライアンスの所管部署である総務部が、コンプライアンス体制の整備 及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規程、ガイドライ ンの策定、研修の実施を行う。
 - ニ. 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報制度として、総務部及び顧問弁護士を窓口とする「公益通報制度」を整備する。
 - ホ. 内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用 状況について、内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書・報告書その他取締役の職務 執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管 理する。
- ロ. 内部監査室が、取締役会、執行役員会等の重要な書類の管理状況について、内 部監査を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理体制を維持するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ロ. 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の策定及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- ハ. 各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を 行う。

- ニ. 重要な投融資等に関わるリスクについては、戦略会議において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ホ. 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」 を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を 毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ロ.経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役 員の責任範囲を明確にする。
 - ハ. 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、取締役社長を 議長とし毎月2回開催される「執行役員会」において議論を行い、その審議 を経て執行決定を行う。
 - 二.全社及びグループ会社の中期経営計画及び予算を策定し、それに基づく業績 管理を行っており、毎月2回開催される「執行役員会」において、達成状況 の報告、評価を行う。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用 する行動指針として、「行動指針」を定めるほか、グループ各社で諸規程を 定めるものとする。
 - ロ.経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への報告制度による グループ会社経営の管理を行う。
 - ハ. 監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査を実施する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し改善を推進する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの 独立性に関する事項
 - イ. 監査役の職務は、内部監査室、会計監査人等の協力を得て対応する。監査役補助者の必要が生じた場合、取締役会に提案し、選任する。
 - ロ. 監査役補助者が配置された場合は、人事異動・評価については、監査役会と 事前に協議する。
 - ハ. 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に 関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務 又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。
 - ロ. 監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人 に対して報告を求めることができる。
 - ハ. 監査役は、執行役員会等の重要会議に出席することができる。
 - 二. 監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、 当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしない。
- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役の職務執行のための環境整備に努める。
 - ロ. 監査役は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
 - ハ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還を請求したときは、速やかにその費用を支払う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス・リスク管理体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として定めた「行動指針」を各職場に掲示し、 各職場で周知徹底を図っております。
 - ロ.「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年6回定期開催し、法令遵守の状況並びに各部署のリスク管理について確認を行っております。

ハ. 内部監査室は、業務監査の一環として、各部署のコンプライアンス体制の運用状況について内部監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行

- イ. 当事業年度において、取締役会を16回開催し、経営に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、執行役員会を年24回開催し、取締役会から委嘱された重要事項の審議並びに中期経営計画及び予算に基づく業績の達成状況の報告、評価を行っております。
- ロ. 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書等の重要な書類については、 文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

③ 当社グループにおける業務の適正性の確保

- イ. 関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要な案件については、当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営の管理を行っております。
- ロ. 監査役及び内部監査室は、海外子会社を含め定期的に監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い監査を行い、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席しております。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査室との連携を図り、実効性のある監査が遂行できる体制となっております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	 科	目	金額
資 産 <i>の</i>	部	負	債 σ.	部
流 動 資 産	19, 657	流 動 負	債	11, 076
現金及び預金	2, 688	支払手形及び	で 貫掛金	4, 252
受取手形及び売掛金	7, 375	短 期 借	入 金	2, 186
商品及び製品	5, 262	1年内返済予定の長		2, 215
│ 仕 掛 品	1, 429	リース	債 務	230
原材料及び貯蔵品	2, 275	未払	金	1, 261
繰 延 税 金 資 産	182	未払法人	税等	145
その他	447	賞 与 引 そ の	当 金 他	213 569
貸倒引当金	$\triangle 2$	固 定 負	債	9, 644
	17, 940	長期借	入 金	5, 380
	13, 724	リース	債 務	469
		繰 延 税 金		769
建物及び構築物	4, 412	退職給付に係		2, 938
機械装置及び運搬具	5,000	その	他	85
土地	2, 542	負 債 台	計	20, 720
リース資産	640	純 資	産	の部
建設仮勘定	957	株 主 資	本	15, 680
そ の 他	171	資 本	金	3, 144
無形固定資産	357	資 本 剰	余 金	2, 966
そ の 他	357	利益剰	余 金	9, 569
投資その他の資産	3, 858		朱 式	△0
投 資 有 価 証 券	2, 919	その他の包括利益累計		△707
長期貸付金	136	その他有価証券評		1,024
操延税金資産	189	繰延ヘッミ		△38
退職給付に係る資産	421	為替換算調		466
そ の 他	191	退職給付に係る調 非 支 配 株 主 持		△2, 160 1, 904
貸倒引当金	$\triangle 0$		合 計	16, 876
資産合計	37, 597			37, 597

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

			(単位:自力円)
科	目	金	額
売 上	高		36, 885
売 上 原	価		29, 196
売 上 総 利	益		7, 689
販売費及び一般管理	費		6, 416
営 業 利	益		1, 273
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	27	
受 取 配 当	金	29	
受 取 賃 貸	料	44	
l in the second	利 益	29	
そのの	他	69	202
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	315	
支 払 手 数	料	13	
為 差	損	151	
そのの	他	14	495
経 常 利	益		979
特 別 利	益		
固 定 資 産 売 去	益	67	
l i	生 益	502	
持 分 変 動 利	益	157	727
特 別 損	失		
固 定 資 産 除 去		45	
	差損	620	666
税金等調整前当期純和			1, 040
法人税、住民税及び事業	É 税	425	
法 人 税 等 調 整	額	3	428
当 期 純 利	益		612
非支配株主に帰属する当期純ラ	利益		134
親会社株主に帰属する当期純	利益		477

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3, 144	2, 966	9, 312	△0	15, 423
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△220		△220
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			477		477
連結子会社の増加に伴う 非支配株主持分の増減					_
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					_
当連結会計年度変動額合計	_	_	257	_	257
当連結会計年度期末残高	3, 144	2, 966	9, 569	△0	15, 680

		その他の包括利益累計額					純資産
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	合計
当連結会計年度期首残高	1, 121	33	601	△1, 908	△152	102	15, 373
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当					_		△220
親会社株主に帰属する 当期純利益					_		477
連結子会社の増加に伴う 非支配株主持分の増減					_	1,848	1, 848
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	△96	△71	△135	△252	△555	△46	△602
当連結会計年度変動額合計	△96	△71	△135	△252	△555	1,801	1,503
当連結会計年度期末残高	1, 024	△38	466	△2, 160	△707	1, 904	16, 876

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科	目	金	額	科	目	金	額
資	産	の	部	負	債	の	部
流動資	産		13, 983	流動負	負債		7, 077
現金及び	び預金		839	支 払	手 形		76
受 取	手 形		880		掛 金		3, 333
売 掛	金		5, 682		定の長期借入金		1,750
商品及で	び製品		3, 767	-	ス債務		230
仕 掛	品		350		払 金		1, 255
原材料及び	ド貯蔵品		1,727	未 払	費用		84
短期貸	付 金		538		人 税 等 消 費 税		44 75
繰延税金			114		引 当 金		147
その	他		82		カョ 並の 他		78
貸倒引	当金		$\triangle 0$	固定質			5, 599
固定資	産		12, 348		借入金		3, 627
有形固定			3, 115	у — ;	ス債務		469
建	物		1, 491		付引当金		1, 378
構築	物		129		金負債		78
1	装 置		139		<u>の 他</u>		45
車両運	搬具		2	負 債	合 計		12, 676
工具器具			132	純 株 主 資	資産	の	部 10 655
土	地		550	株 主 資 資 本			12, 655 3, 144
リース	資 産		640	資本剰			2, 966
建設仮	勘定		28		準備金		2, 947
無形固定			42		本剰余金		18
	フェア		37	利 益 剰	余 金		6, 544
そ の	他		4		準 備 金		93
投資その他の			9, 191		J益剰余金		6, 450
	五証券		1, 739	別途			2, 700
	土株式		5, 301		刊益剰余金		3, 750
長期貸	付金		1,825	自己	株式		Δ0
前払年金			241	評価・換算	2 左 积 寺 E券評価差額金		999
ドロー そ の	他		83		『新計画左領金 ツ ジ 損 益		1, 025 △26
貸倒引	当金		∆0		<u>ファ頂血</u> 産 合 計		13, 654
資産	<u></u>		26, 331		資産合計		26, 331

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

						(単位:百万円)
	科			目	金	額
売		上	高			22, 746
売	上	原	価			18, 408
	売	上 箱	総利	益		4, 338
販売	ē 費 及	び一般が	管 理 費			3, 548
	営	業	利	益		789
営	業	外址	又益			
	受	取	利	息	30	
	受	取	配 当	金	158	
	受	取 1	賃 貸	料	16	
	そ	(カ	他	64	269
営	業	外	貴 用			
	支	払	利	息	82	
	為	替	差	損	116	
	そ	(カ	他	22	221
	経	常	利	益		837
特	別	利	益			
	固定	資源	産 売 却	益	1	1
特	別	損	失			
	関 係	会社村	朱 式 評 個	i 損	850	
	固定	資	産 除 却	損	41	892
	税引	前 当	期純損	失		53
	法人利	总、住民	税及び事業	業税	194	
	法 人	、税	等 調 整	額	21	216
	当	期	純 損	失	マまニレマかります	269

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主	:	資		本		
			資本剰余金	:	利益剰余金				自	
	資本金		その他	資本剰余金	利益	その他利	益剰余金	利益剰余金	己株	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金	合 計	準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合 計	休式	
当期首残高	3, 144	2, 947	18	2, 966	93	2, 700	4, 240	7,034	△0	13, 145
当期変動額										
剰余金の配当				_			△220	△220		△220
当期純損失				_			△269	△269		△269
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				_				_		-
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	△490	△490	ı	△490
当期末残高	3, 144	2, 947	18	2, 966	93	2, 700	3, 750	6, 544	△0	12, 655

	評価 その他有価証券 評価差額金	換算差繰延ヘッジ損益	額 等評価・換算差額等合計	純資産 合計
当 期 首 残 高	1, 120	13	1, 134	14, 280
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			_	△220
当期純損失			_	△269
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△95	△39	△135	△135
当期変動額合計	△95	△39	△135	△625
当期末残高	1,025	△26	999	13, 654

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

新田ゼラチン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 市 裕 之 印 業務執行社員 公認会計士 小 市 裕 之 印

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新田ゼラチン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新田ゼラチン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

新田ゼラチン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 市 裕 之 印 業務執行社員 公認会計士 小 市 裕 之 印

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新田ゼラチン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。主要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

平成28年5月23日

新田ゼラチン株式会社 監査役会

常勤監查役中 井 康 之 ⑪ 社外監查役 東 郷 重 興 ⑪ 社外監查役 津 田 多 聞 卿

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、次のとおりとさせていただき たいと存じます。

<期末配当に関する事項>

当期の普通株式の期末配当につきましては、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき12円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金6円とし、配当総額は110,242,872円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	s り が な 氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	そ が のり みち 曽 我 憲 道 (昭和23年8月24日生)	昭和46年4月 神戸生絲(株)入社 昭和48年7月 当社入社 平成3年7月 海外営業部長 平成4年7月 ゼラチン事業部営業部長 平成8年11月 取締役就任 平成9年7月 営業本部長兼東京支店長 平成11年6月 常務取締役就任 平成11年9月 事業本部長 平成15年6月 中務取締役就任 平成15年6月 代表取締役就任 平成17年1月 執行役員就任 平成17年1月 執行役員就任 平成27年4月 取締役会長就任 甲成27年7月 執行役員就任(現任)	31, 146株
2	ま がた こう いち 尾 形 浩 一 (昭和32年7月8日生)	昭和56年4月 カネボウ食品(株) 〔現クラシエフーズ(株)〕入社 平成17年12月 当社入社 平成20年3月 営業本部開発部長 平成22年6月 執行役員就任 平成24年6月 取締役就任 平成25年3月 営業本部長 平成27年4月 代表取締役社長就任(現任) 平成27年7月 執行役員就任(現任)	11, 578株
3	たま おか とおる 玉 岡 徹 (昭和35年7月10日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年3月 ゼラチン事業部計画部長 平成22年7月 接着剤事業部長(現任) 平成24年6月 執行役員就任(現任) 平成26年6月 取締役就任(現任)	2,746株

候補者番 号	s p が な 氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	レイモンド・メルツ (昭和34年1月17日生)	昭和59年9月 アルカンアルミニウムLtd. (カナダ)入社 平成7年1月 キャンジェルInc. [現ニックゼラチンカナダInc.] 入社 でラチンカナダInc.] 入社 でラチンカナダInc.] 入社 でラチンカナダInc. で (最高執行責任者) が任 で成14年6月 に 当社取締役就任 で成16年12月 で成16年12月 で成17年1月 で成18年4月 で成17年1月 で成18年4月 で成23年6月 で成23年6月 で成23年6月 で成25年6月 対行役員就任 でラチンカナダInc. で (EO取締役社長就任 ア成23年6月 対行役員就任 で フチンカナダInc. で (基別・大学の取締役をで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
% 5	^{すぎ} もと よし ひさ 杉 本 芳 久 (昭和39年1月23日生)	昭和61年4月 当社入社 平成18年9月 営業本部営業部長 平成24年6月 統括営業部営業部長 平成25年3月 営業本部営業部長 平成26年6月 執行役員就任(現任) 平成27年3月 営業本部長(現任)	8, 320株
6	たった かろ し 新 田 浩 士 (昭和53年12月27日生)	平成15年4月 ニッタ (株) 入社 平成15年4月 ニッタ・ハース (株) 出向 平成21年6月 当社取締役就任 (現任) 平成23年1月 ゼラチン事業部副事業部長 平成23年3月 生産本部副本部長 平成23年6月 執行役員就任 平成27年7月 執行役員就任 (現任) 平成27年11月 食材事業部長 (現任)	240, 923株

候補者番 号	s り が な 氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
7	いし はら ま ゆみ 石 原 真 弓 (昭和38年5月3日生)	昭和61年4月 神戸地方裁判所勤務 平成6年10月 司法試験合格 平成9年4月 弁護士登録(第49期) 平成9年4月 大江橋法律事務所 [現弁護士 法人大江橋法律事務所] 入所 (現任) 平成22年6月 当社取締役就任(現任) 平成25年6月 森下仁丹(株)社外監査役 (現任) 平成28年2月 モリト(株)社外取締役 (現任) 平成28年4月 オーエス(株)社外取締役 (現任)	628株
8	^{すえ かわ ひさ ゆき} 末 川 久 幸 (昭和34年3月17日生)	昭和57年4月 (株)資生堂入社 平成19年2月 同社事業企画部長 平成20年4月 同社執行役員経営企画部長 平成21年6月 同社取締役 平成23年4月 同社代表取締役執行役員社長 平成25年4月 同社相談役(現任) 平成26年6月 当社取締役就任(現任)	774株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 石原真弓氏及び末川久幸氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 石原真弓氏及び末川久幸氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
 - (1) 石原真弓氏は、弁護士として豊富な経験・知識をお持ちであり、経営の透明性向上、監督機能の強化、コンプライアンスの強化の役割を果たしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - (2) 末川久幸氏は、株式会社資生堂の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営者としての経験・見識から、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 5. 石原真弓氏及び末川久幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石原真弓氏が6年、末川久幸氏が2年であります。
- 6. 当社は、石原真弓氏が所属する弁護士法人大江橋法律事務所に対し、法律相談に関する報酬を支払っておりますが、同氏は当該法律相談には関与しておらず、当社の「社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準」(37頁)を満たしております。
- 7. 当社は、石原真弓氏及び末川久幸氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める 独立役員として届けております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に 再任された場合、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 8. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第30条において社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、石原真弓氏及び末川久幸氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。本総会において両氏が取締役に再任された場合には、現在の責任限定契約を継続する予定であります。
- 9. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告(13頁)に記載のとおりであります。
- 10. 各候補者の所有する当社株式の数は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。なお、この株式数には新田ゼラチン役員持株会のほか、新任取締役候補者杉本芳久氏の新田ゼラチン従業員持株会を通じての保有分が含まれます。本議案をご承認いただき、取締役に就任した場合には、新田ゼラチン従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中井康之氏は辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期満了の時までとなります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

s が な 氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
たか、世 でろし 高 瀬 博 (昭和30年8月8日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年3月 管理本部財務部チームリーダー(部長) 平成17年11月 米州部長 平成18年3月 ニッタゼラチンホールデーングInc. 出向 平成18年7月 同社CEO取締役社長 平成23年6月 財務部長 平成25年3月 管理本部財務部長 平成25年6月 執行役員就任(現任) ケーシング事業(中国) 打	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。

【ご参考】

社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準

当社における社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準は、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立していることとしております。

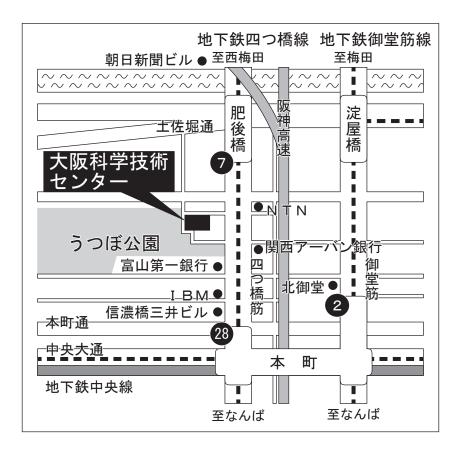
- 1. 当社及び当社の関係会社(以下、当社グループという。)の業務執行者
- 2. 当社グループを主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先若しくはその業務執行者
- 3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- 4. 過去3年間において1から3に該当していた者
- 5. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の 近親者
- (a) 1から4までに掲げる者
- (b) 当社グループの重要な業務執行者
- (c)過去3年間において、(b)に該当していた者
- ※業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人等の業務 を執行する者をいう。
- ※主要な取引先とは、直近事業年度における取引額が当社又は取引先の連結売上 高の2%を超える者をいう。
- ※多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が直前3事業年度の平均で 1,000万円又はその者の直前事業年度の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超えているものをいう。
- ※近親者とは2親等以内の親族をいう。

以上

メ	Ŧ			

株主総会会場ご案内略図

大阪市西区靱本町一丁目8番4号 大阪科学技術センター8階「大ホール」



交 通 機 関	最 寄 駅	所 要 時 間
市営地下鉄・四つ橋線	本町駅	28番出口から北へ徒歩5分
市営地下鉄・御堂筋線	本町駅	2番出口から西へ徒歩8分
市営地下鉄・四つ橋線	肥後橋駅	7番出口から南へ徒歩6分

当会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。